

「除草・伐採作業」仕様書

(担当:川端、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

除草・伐採作業

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道山科日ノ岡経3号線水路内の樹木及び雑草が隣接宅地に支障となっているため、樹木の伐採及び除草を行うものである。

3 期間

令和8年10月30日まで

4 場所

京都市山科区日ノ岡堤谷町他地内(一般市道 山科日ノ岡経3号線)

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】現況写真の赤枠内部分

6 内容

水路内から隣接地に支障となる樹木の伐採及び除草をし、伐採木及び刈草を現場から東部土木みどり事務所(京都市山科区西野様子見町 1-2)まで運搬するものである。

7 見積項目

支障木等伐採及び除草

※作業は隣接する施設(京都大学国際交流会館)内から実施が可能である。

※支障木伐採は根元から伐採すること。

※除草は隣地側に伸びたツル等も撤去すること。(石積みやフェンスに絡むものも含む。)

※伐採木及び刈草の運搬を含む。(現場から東部土木みどり事務所)

8 支払条件

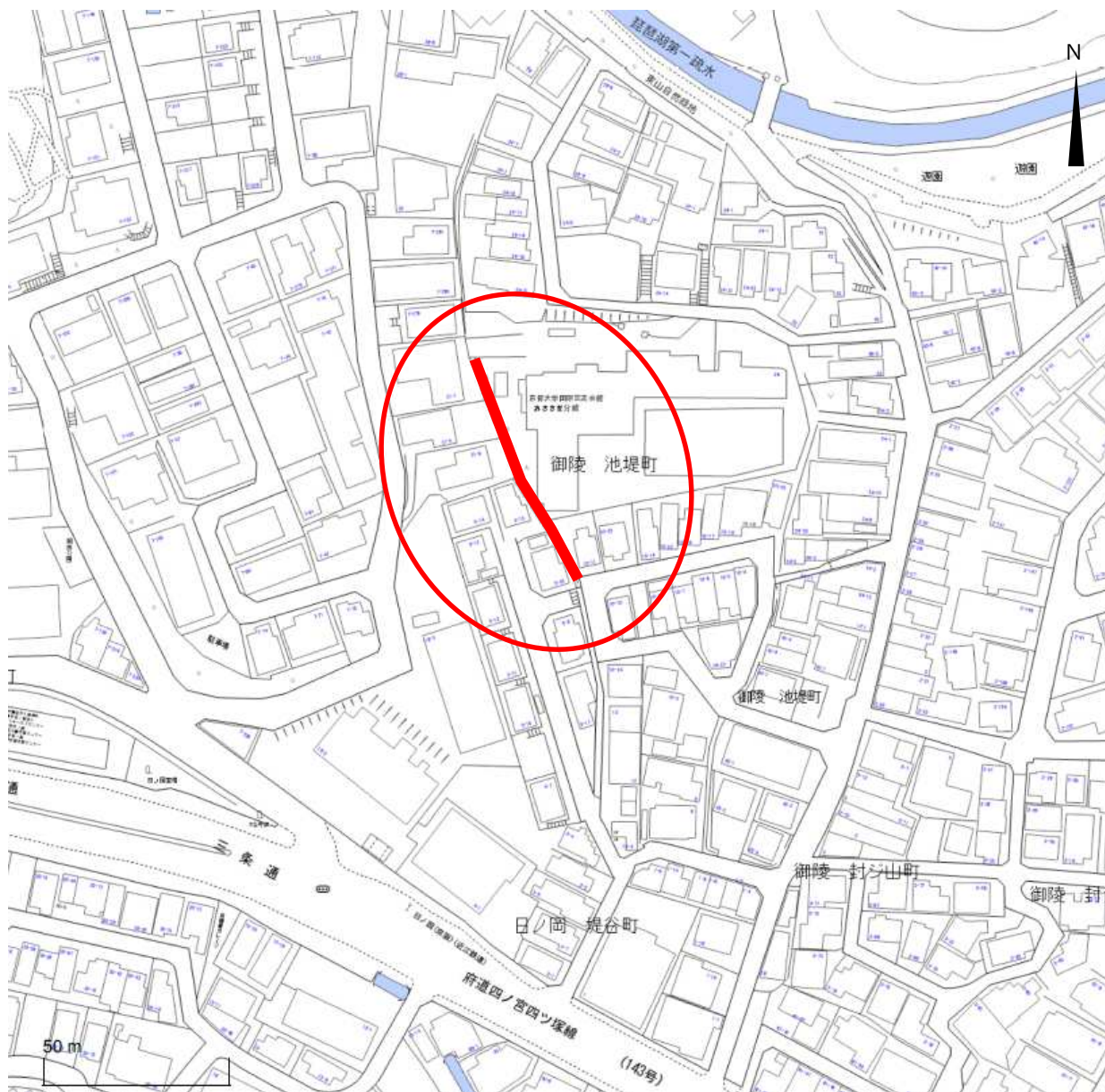
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 作業日は7日前までに連絡すること
- 本作業に必要な機材等の全ての費用は、本業務に含む。
- 伐採及び除草とともに、散在する落ち葉、空き缶、ゴミ、殻等も回収すること。伐採木、ゴミ等の運搬は即日に行い、現場に仮置きしないこと。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 隣接する施設(京都大学国際交流会館)を使用する場合は、事前に調整が必要となる。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

【別紙1】

山科区日ノ岡堤谷町他地内







除草は隣地側に伸びたツル等も撤去すること。
(石積みやフェンスに絡むものも含む。)



コンクリートと防草シートの継ぎ目を目安に
北側の擁壁まで



北側終点



この木の伐採は不要